

令和2年11月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年11月10日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：全員出席

5、議事日程

第1 議事録署名委員の氏名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛

係長 津 留 大 輔

係 丸 山 響

事務局

皆さん、こんにちは。

1 1月の第8回高森町農業委員会を始めたいと思います。時間前でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、農業委員会憲章を唱和させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と有効利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

どうもありがとうございました。

それでは、本委員会は、規則に定めます定足数に達しておりますことを宣言いたします。

それでは、会長のほうから御挨拶をお願いします。

議長

改めまして、こんにちは。

幾人かの委員さんには、午前中の農振協議会からお疲れでございました。そのときも申し上げましたように、寒くなりましてコロナがまた猛威を振るってくるんじゃないかなろうかというような話もございましたが、自分で自主的に防御をする方法しか、今のところはございませんので、そのへんのところは気を付けて日常生活を送っていただきたいなと思っております。

我々は、先ほどから憲章の中にうたってありましたように、適正に農地が運用されるように事を進めていかなきゃいけないというようなことになっていきますが、午前中、農振協議会でかなりの案件が出まして、県に上がって許可が下りるか下りないかはまだ分かりませんが、もう下りて戻ってくれば、次は必ずこの場に転用申請というふうな形で出てまいります。

今日も案件はあまり多くはございませんけれども、忙しい時間にお集まりいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入りたいと思います。

「議第29号」

事務局 議第29号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年11月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この指名に関する件でございますが、先ほど事務局の関係者とお話をいたしまして、あくまで指名でございますので、諮らずにこちらから、今日は何番の誰委員さん、誰委員さんということではないかということでございますので、今日からそのようにさせていただきます。よろしいですか。

(複数委員)

はい。

議長 はい。それでは、本日は2番の高崎委員さん、3番の首藤委員さん、よろしくお願いたします。

続きまして、「報告第9号」

事務局 報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年11月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては報告案件でございますので、事務局から御報告がございましたが、書類の訂正をしてから始めていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

事務局 はい。それで、報告に入ります前に、書類の訂正をさせていただきます。

議案書の4ページと5ページについてです。どちらも同じ内容のものになっておりまして、どちらか片方、後ろのほうにでも斜線でも引いていただいて削除というような形で対応していただければと思ひます。また、その関係上、それ以降の議案書のページ番号ですね。そこに1ページずつずれが発生しておりますが、またその都度、こちらで言い直させていただきたいと思っております。

それでは、このまま報告に入らせていただきます。

まず、整理番号1番の方につきまして、土地の所在地、地目、面積、相続人は、議案書のとおりとなっております。また、議案書が4ページ、補足資料が2ページから3ページです。補足資料を見ていただいて、横にさせていただいて2ページの一番上に来る1筆、この筆が先ほど農振協議会でも除外の申請が出ておりまして、現況が荒れ地になっておりますが、今後、除外申請が通れば地目変更されて、植林なりの対応が入るかと思ひます。

また、3ページの左下の3筆につきましてですが、航空写真上では現況が山林、また荒れ地のように見えるかと思ひますけれど

も、登記地目を見ていただきますと、こちらが原野となっております。私の確認漏れでありましたが、原野で航空写真上でもこのように見えますので、恐らく採草放牧地ではないのではないかなというふうに考えております。また、御本人のほうに確認などして、採草放牧地ではなかった場合は、農地台帳上から削除するような形で対応していこうと考えております。

次に、整理番号2番の4ページの下の場合につきまして、こちらでもまた同じように原野となっておりますが、航空写真上では採草放牧地とは見えないような様子になっております。御本人からの説明では、聴取の内容では自分が維持管理を行っていくのでというような話ではあったんですが、もしかしたらそうではないかもしれないので、再度確認をして、もし採草放牧地としての活用がない場合は、採草放牧地としての原野ではないということで、農地法上関係がないというところで農地台帳から外させていただくような対応を今後とっていく必要があるというふうに考えております。

次に、ページが飛びまして、議案書は6ページになります。補足資料が6ページから8ページです。現在は、この方は数名の方と農地の賃貸借の契約を結んでおります。ただ、委員会の許可を得ている農地と、口頭契約状態の農地があります。今後も引き続き、契約を行っていきたいというふうに考えておられるようなので、現在、口頭契約状態のところにつきましては、口頭契約の解消および新たに農業委員会の許可を受けた契約に向けて、農業経営基盤強化促進法を活用した申請を依頼しております。また、この整理番号3番の方の数筆につきましては、来月まとめて高収益時期作支援交付金に絡んだ利用権設定の申請が多く出てくる予定ですが、その中の数筆もこの中に含まれています。

相続の報告につきましては、以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。

・ 番委員

この番号1から3までの中で、何か御質問ございますか。

事 務 局

ちょっと事務局にお尋ねしますが、字上原の畑について。地番はこれで間違いないですか。

・ 番委員

はい。この辺りは〇〇番台になっていると思う。

事 務 局

この航空写真の辺りは、まだ地籍調査が終わっていませんね。なので、これはあくまでも推測で書かれている位置になります。まだ、はっきりした筆界が分からないので、そこだろうというところでやっているの、もしかしたら地元の委員さんが言われるとおり、違うかもしれません。参考というところをお願いいたします。

議 長	航空写真上では、こうして赤枠の囲みがありますが、地籍が終わっていないところは、もしかすると今のようなことが出てくる可能性があるということですね。ようございますか。
(複数委員)	はい。
議 長	はい。ほかにございませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないようでございますので、報告のとおりとさせていただきます。
	続きまして、「議第30号」
事務局	議第30号、農業法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
	別紙のとおり本委員会の決定に附する。
	令和2年11月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議 長	はい。それでは、担当委員の檜木野委員さん、説明をよろしくお願いたします。
4番委員	議第30号、農地法第3条審議資料として、8ページを御覧ください。8ページ、9ページですね。補足資料として、10ページから19ページまで、補足資料がございます。議案が、7ページから8ページです。備考として、譲受人、譲渡人、申請地の情報は先のとおりです。譲受人は、譲渡人の息子で、以前より造園業を営んでいます。申請地に関しても、以前より譲受人と譲渡人の間で親子間の使用賃借権が結ばれており、近々契約期間が終了するために契約の更新を事務局が促したところ、更新ではなく贈与で所有権を移転するという流れで今回申請の運びとなりました。申請地は、ほとんどが十分に営農されており、今後も耕作内容は変わらず、樹芸の栽培で行うとのことでございます。よろしくお願いたします。
議 長	はい。ありがとうございます。
	私もいろいろ関わりがございまして、ときどき通らせていただいておりますけれども、ここに書いてあるように、ほとんど空き地がないように耕作をされておるといようなことでございますが、別に問題はないかなと思っております、いかがでしょうか。ようございますか。
(複数委員)	はい。
議 長	はい。それでは、このように決定をいたします。
	続きまして、次が10ページの番号2について、工藤委員さん、説明をよろしくお願いたします。
6番委員	議第30号、農地法第3条審議資料、10ページをお開きください。譲受人、譲渡人、申請地の情報は、先のとおりです。譲受人は、譲渡人の親族です。申請地は耕作が行われておらず、現況は2

筆のうち1筆が困難な状態です。再生可能な農地は、譲受人が適切に維持管理を行う予定です。それから、補足資料は20ページから25ページです。よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。

現況は、2筆のうち1筆が竹藪となつてとありますが、議案書を見る限り6筆ではないかと思いましたが。

事務局 すみません。事務局のほうから修正させていただきます。

議案書のほうで書き間違えがありまして、2筆のうちというふうに書いておりましたが、6筆であります。すみません。間違えました。この6筆のうち1筆が、補足資料でいきますと22ページですね。22ページを見ていただくと、この筆が竹藪になっているような状態ですというような説明になります。すみません。事務局の訂正です。

議長 今説明がありましたとおりでございますが、字中ノ迫の1筆は写真のとおり、相当荒廃をしておると。ここがちょっと再生不能で、あとはちゃんと維持管理をしますというようなことが申し添えてございますが、いかがでしょうか。よろございますか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、この番号2につきましては、このようにいたしたいと思えます。

続きまして、番号3、担当の首藤委員さん、よろしく願いいたします。

3番委員 議案書は11ページ、議第30号、農地法第3条審議資料です。補足資料は、26ページから28ページとなります。譲受人、譲渡人、申請地の情報は、先のとおりです。譲受人は、譲渡人の息子で、親子間の贈与を行う農地法3条申請になります。申請地は、以前より十分に営農が行われており、今後も耕作内容は変わらず、周囲の残地も整備し、トマトの栽培を行うものということです。

以上です。よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。

これにつきましても、親子間の贈与というようなことで、所有権が移転をされるというようなことで、維持管理は以前からずっとされておるということでございます。何か問題ございますでしょうか。御意見ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようでございますので、番号3についても、このように決定をいたしたいと思えます。

続きまして、番号4、担当の色見委員さん、説明よろしく願いいたします。

4番委員 議案書12ページ、議第30号、農地法第3条審議資料により説明いたします。補足資料につきましては、29ページから30ページになります。譲受人は、もともと別の農地を賃借していましたが、今年度末に契約期限が来た際に、返還してほしいとの話があったため、新しい農地を探している中で今回の農地を申請する運びとなりました。現地確認の際には、すでに譲渡人のほうで掘り起こし等をされており、耕作可能な状態で、今後、ニンニクやタマネギ、梅の木などを植栽するとのことでありました。

以上、説明申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。

4番につきましては、売買で所有権を移転するというごさいまして、すでにもう耕作できるような状況になっておるといようなことごさいます。

何か御意見ごさいますか。ありませんか。

(複数委員) はい。

議長 はい。4番につきましても、御意見がないといようなことごさいますので、これで決定をしたいと思います。

1つだけ委員さんにお尋ねですが、譲受人さんは元々こちらの方でいらしたんですかね。そこをちょっと。

4番委員 譲受人は、私が覚えている状況では、確か14、5年前に色見地区に入られて、それからずっと周辺の土地を借りて、ニンニクの栽培をされて、黒ニンニク等を作っています。それが軌道に乗って、これまでは契約で別の農地を借られておりましたけども、もうある程度軌道に乗ったといことで、今回、農地の購入になったといふうには私は確認しております。

議長 はい。どうもありがとうございます。ようごさいますか。

(複数委員) はい。

議長 はい、よいといことでごさいますので、4番は今説明があつたとおりにいことでごさいます。

続きまして、番号5、担当の谷川委員さん、よろしくお願ひいたします。

1番委員 議第30号、農地法第3条審議資料。番号5は、13ページのとおりです。補足資料は、31、32ページとなっておりますが、31ページの航空写真で、一応ハウスがこれでは建っているように見えますが、現在は建っておりません。譲受人、譲渡人、申請地の情報は、先のとおりです。譲受人は、もともと他の農地で景観作物を作っていました、その農地の所有者の都合により、耕作ができなくなったため、新しい農地を探していたところ、今回の農地を見つけ申請する運びとなりました。申請地は、もともと耕作放棄地でし

たが、現在確認の際には譲受人の整備が進められていました。今後は、花などの景観作物を主に作付けされる予定です。

先月の26日に立ち合いに行ってきましたが、ここは湧水トンネルの駐車場に隣接した土地で、荒れているよりも、この譲受人さんに管理されたほうが観光面でもいいと感じました。

以上です。よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。

今、委員さんの私見も述べられて、そうだなと私も今感じたところでしたが、何か御意見ございますか。よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。ないということでございますので、議第30号については、この通りといたします。

続きまして、「議第31号」

事務局 議第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年11月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、農地利用集積計画(案)でございますので、事務局のほうから説明をいただきます。

事務局 この基盤法の説明は事務局が行っていきまして、前回の農業委員会総会のときに、地元委員さんのというような御提案を差し上げましたが、この基盤法は町が計画をするというところで、町が決めた計画を農業委員会の意見をいただくというようなことになっていきます。今回、事務局としまして、この基盤法につきましては、今言ったような趣旨から、委員さん、皆さんの御意見をいただくというようなところで行いたいというふうに思いますので、前回提案いたしましたような、その担当地区の委員さんからというようなことではなく、全員の委員さんからいろんな多様な意見をいただくというようなところで整理をしたいと思います。よろしくお願いします。

では、説明いたします。

事務局 はい。それでは、事務局からの説明を入ります。

類似した内容の案件がありますので、整理番号ごとでなく、似たような案件をまとめてというような形で説明させていただければと思います。

整理番号1番と整理番号2番の案件につきまして、どちらも親子間での使用貸借権の再設定の案件になります。内容としましては、農業者年金の経営移譲年金の受給を停止させないためという意味合いも含まれております。整理番号1番が15ページから16ページ、補足資料は34ページ、整理番号2番が議案書16ページから

19ページ、補足資料が35ページから36ページになっております。どちらも契約期間を10年結んでいただいております、1番のほうの作物が主に主要作物、2番のほうが主に水稻等というふうになっております。

続きまして、整理番号3番、議案書は19ページ、補足資料が39ページ、この方は賃貸借権設定の再設定になります。今まで5年間の契約を結んでおりましたが、今回5年の期限が来まして、また同じように、ここから5年間の契約を結ぶというような内容になっております。作物が樹芸作物、その他の情報は書いていただいております。

整理番号4番の案件につきまして、この方も同じように賃借権設定の再設定になります。この方も同じように以前は5年の契約を結んでおまして、今回期間が来たので、また5年間の再設定を行っております。小作する作物は飼料作物となっております。

次の5番の案件も、同じように賃貸借権設定の再設定になっております。この方も同じように、前回5年間の契約を結んでおりましたが、今回期限が来まして、また5年間再設定を行っております。契約内容に変わりはありません。以前と同じように、花卉を作付けされます。

次、6番の案件も賃貸借権の再設定の案件になります。議案書が20ページ、補足資料が42ページです。この方は、前は5年間の契約を結ばれておりましたが、今回7年の契約になっております。その他賃料等は変更ありません。作物も同じように、大麦、ゴボウを植えられるそうです。

最後、7番の案件、この案件だけが今回新規の案件になっております。賃貸借権の設定です。1筆当たり、ここに書いてある通りの金額です。5年間、トマトを作られるという内容で申請をいただいております。

1番から6番までの方につきましては、前回と大きな内容の変更が特にございませんでしたので、耕作につきましても十分能力があるのではないかなというふうに判断しております。

また、7番の方につきましても、30a以上の農地を所有であり、十分な営農が可能であり問題ないと事務局は判断しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 何か補足はありませんか。今、事務局のほうから説明がございましたけれども、7件中6件が貸借の期間が切れましたので、更新をすると。契約の内容に変更はないとのこと。現状を見ても、十分に管理をされておるといようなことで問題はないかと思いま

す。7番につきましては、新規ということですが、事務局が調べたところによると、十分に営農が可能であるという判断を下したという説明でございましたが、何かありますか。

事務局 すみません。今、事務局長のほうから補足の説明をしたほうがいいというところで、すみません。整理番号5番の方の賃料のところを見ていただきたいのですが、この方は2筆で2万円の契約ですが、システムの入力作業上、2筆当たりというような登録ができないため、面積を考慮せずに1筆ごとに分けて、どちらも1筆1万円というふうに表記させていただいております。イメージとしては、2筆で2万円というような考え方でよろしく申し上げます。2筆の面積に大きな差があったため、本当にそうなのかというような、質問があったので補足させていただきました。以上です。

議長 はい。2筆当りの入力ができないということで、このような形になっているそうでございますので、よろしく申し上げます。

何かございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないようでございますので、この報告の通りとさせていただきます。

「議第32号」

事務局 今日、机の上に追加でお配りしている議第32号がございます。そちらを御覧ください。

議第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年11月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは事務局から説明をいたします。

事務局 今日配付しました残りの2枚の議案を御覧ください。

まず、1、利用権設定各筆明細（農地中間管理機構との貸借）。番号1、権利の種類、賃貸借権設定です。これは中間管理機構案件ですので、利用権設定を受ける者は熊本県農業公社、農地バンクです。利用権の設定をする者は御覧の方になります。農地の場所も草部の下桑迫の畑になります。新規契約でございまして、契約期間は10年です。支払方法、小作料は、1筆5,000円となっております。ここはもう一つの現況写真を御覧いただくとおり、これはもうすでに借り受けをする予定の方が、そばの植え付けが完了しているようです。ちなみに、こちらは中間管理ですので、農業公社からまた貸し付けが行われます。その議案はまた数か月後に出てきますが、地元の農事組合法人さんが借り受けをされる予定になっております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
ほかに何か御意見ございますか。

3番委員 それが農地バンクを利用した形になるんですか。農地バンク、農地バンクというけど、こういう貸し方とか借り方を農地バンクを通してからということですね。

議長 いろんな売買にしても、何らかのメリットがありますよと。借りる人、貸す人にもメリットがありますから、できるだけこういった、闇小作というのは言葉が悪いんですけど、闇小作をやめて、こういった公的な機関を使って、きちっとした契約を結びましょうというのを、私たちも進めていかななくてはいけないと。機会があるときには言うてはいますけどね、なかなか受け入れてもらえないというところもあります、絶対取り上げてしまうとかいうようなことがない。昔、何か没収された苦い経験のある人たちは、とても神経質になられますので、そういったことは一切ございませんので、こういったことを利用してトラブルの起こらないような対策ができれば一番いいなというための機関かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

10番委員 駄弁でしたが、そういったことで上がってきておりますので、問題はないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局 これはあくまでも貸す側と借りられる方側の合意があつてからの金額になっていきます。農地中間管理機構を通すけれども、金額は相対で調整が済んでいるというところです。

10番委員 分かりました。

議長 私も少し気になっていましたので、間違いなのかなと。筆いくらということは、面積割りしたら相当高いものになるし、安い地代にもなったりするので、統一はされなくても何でだろうというふうには思っていたところですが、双方の意見のすり合わせであつて、ここで折り合ったということであれば別に問題ないかと思えます。

事務局 もう1つ、せつくなので。その農地バンクが間に入るということで、その農地の貸し借り、売買の金額の設定を農地バンクがそこまで見てくれるかといいますと、そうではなくて、農地バンクももう決まっている、貸し側と借り側が決まっている農地でしか、農地バンクが取り扱ってくれないというのが現状です。ですので、いつもそこが問題になって、貸したい農地はあるけども、相手が決まっていなければ借りませんよと言われてしまうので、なかなか農地バンクが機能しないのはそこに原因があるなというところで、事務局

では思っているところです。何とかそういったところを農地バンク、農業公社がそこまで介入してもらえると、まだもっと利用しやすくなるのではないかなというふうに思っていますので、どんどん事務局からも農業公社にその意見を言っていきます。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

ということで、もう異論もございませんので、この説明のとおりといたしたいと思います。

長時間にわたりまして協議いただきましたけれども、本日の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

お疲れ様でした。（録音終了）